

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和17年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第7号  
令和6年4月1日  
警察庁次長

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する要綱の改正について(依命通達)

警察法(昭和29年法律第162号)第78条第1項の規定に基づき都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いについては「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いについて(依命通達)」(令和2年12月28日付け警察庁乙官発第9号。以下「旧通達」という。)をもって示達した「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する要綱」に基づき実施しているところであるが、この度、業務の合理化を図るため、同要綱を別添のとおり改正したので、その運用に遺憾のないようにされたい。旧通達については、この通達の実施に伴い廃止する。

命により通達する。

## 別添

### 都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する要綱

#### 1 用語の定義

この要綱において使用する用語は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和 39 年総理府令第 14 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

#### 2 無償使用の申請

府令第 2 条の規定による警察本部長の財産等の無償使用の申請は、それぞれ次に掲げる申請書により行うものとする。

- (1) 財産 警察用国有財産無償使用申請書（様式第 1）
- (2) 物品 警察用国有物品無償使用申請書（様式第 2）

#### 3 財産の管理

警察本部長は、財産を管理するに当たっては、府令第 6 条及び第 7 条に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

##### (1) 現状の調査

警察本部長は、随時、財産の現況を調査して、特に次に掲げる事項に注意する。

- ア 財産の使用目的及び使用状況が適当であるかどうか。
- イ 財産の維持保存上不完全な点がないかどうか。
- ウ 火災発生の原因となるおそれがないかどうか。
- エ 電気又はガスが漏れるおそれがないかどうか。
- オ 給排水施設は、水行上支障がないかどうか。
- カ 土地の境界が侵される又は不明の点がないかどうか。
- キ その他財産の管理上必要なこと。

##### (2) 職員等の居住禁止

警察本部長は、財産の用途が宿舎以外の建物には、職員又はその他の者を居住させてはならない。ただし、警察本部長が必要があると認める場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を部局長に提出し、その許可を得て居住させることができる。

- ア 職員その他の者を居住させる理由
- イ 当該財産の口座名、所在地名及び地番
- ウ 居住建物の名称及び番号
- エ 建物の一部に居住させるときは、その区域を示した図面
- オ 居住させる者の職氏名及び家族数
- カ その他参考となるべき事項

#### 4 物品の管理

警察本部長は、物品を管理するに当たっては、次に掲げる事項を内容とする都道府

県公安委員会規則を制定し、管理事務の適正を期するものとする。

- (1) 警察本部長を管理の機関とする。
- (2) 警察本部長の管理する物品の出納、保管及び現況に関する事務（出納命令に係る事務を除く。）を行うため、物品出納員を設置する。
- (3) 物品出納員は、会計課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 警視庁及び道府県警察本部の課、警察学校、機動隊及び警察署の物品の供用に関する事務を行うために物品供用員を設置する。
- (5) 物品供用員は、課においては課長、警察学校においては校長、機動隊においては隊長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- (6) 物品の管理手続を定める。
- (7) 物品の検査について定める。

## 5 弁償

- (1) 府令第13条に規定する「都道府県警察の責に帰すべき理由」とは、都道府県警察において、財産等を管理する職員又は使用する職員が、故意又は重大な過失により、財産等を亡失し、又は損傷し、国に損害を与えたことをいう。
- (2) 部局長等は、財産等の亡失又は損傷に係る損害額が20万円以上の場合で、都道府県警察の責に帰すべき理由がないと認め、弁償させないときは、あらかじめ次に掲げる事項を警視庁及び北海道警察本部にあつては直接、各府県警察本部にあつては所管の管区警察局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国警察支局長）、北海道警察方面本部にあつては北海道警察本部長をそれぞれ経由して、長官に報告し、その承認を受けなければならない。

ア 当該事項の発生した官署名

イ 発生日時及び場所

ウ 亡失（損傷）財産等の明細

エ 亡失（損傷）額

オ 亡失（損傷）原因

カ 関係責任者に対する懲戒処分等の状況

キ 弁償をさせないこととした理由

## 6 実地監査

管区警察局長、四国警察支局長及び北海道警察本部長は、所管の部局について、府令第16条の規定に準じ、実地監査を行い、及び必要な指示をすることができる。

## 7 無償使用させる警察通信用物品

物品管理官は、府令第1条第2号に規定する物品のうち警察通信用物品（別に定める品目に限る。）を都道府県警察に無償使用させる場合は、府令第4条第7号に規定する条件として、次に掲げる事項は必ず付する。

- (1) 修理、改造及び保守等を行う必要があると認めるときは、情報通信部等はいつでも行うことができること。
- (2) 物品の設置場所又は定置場所の変更を行うときは、物品管理官の承認を受けるこ

と。

- (3) 同一物品の返還を条件とする管理換をした物品を無償使用する場合は、物品の引渡し及びその受領を明らかにした書類を、物品の出納を明らかにする簿冊等に編てつし、これを保管すること。

(様式第1)

警察用国有財産無償使用申請書

第 号  
年 月 日

内閣府所管国有財産部局長

氏 名

殿

都道府県警察本部長

氏 名

〇〇都道府県警察の用に供するため、次の財産を無償使用したいから、警察法第78条第1項に基づき申請する。

口 座 名		
所在地名及び地番		
区 分	種 目	数 量

警察用国有財産無償使用許可書

第 号  
年 月 日

内閣府所管国有財産部局長

氏 名

上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号）及び次の事項を守ることが条件に許可する。

(様式第2甲)

警察用国有物品無償使用申請書

第 号  
年 月 日

物 品 管 理 官

氏 名

殿

都道府県警察本部長

氏 名

〇〇都道府県警察の用に供するため、次の物品を無償使用したいから、警察法第78条第1項に基づき申請する。

分類Ⅱ	細分類	品名	数量	備考

警察用国有物品無償使用許可書

第 号  
年 月 日

物 品 管 理 官

氏 名

上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号）及び次の事項を守ることが条件に許可する。

(様式第2乙)

警察用国有物品無償使用申請書	
第	号
年	月
日	
物品管理官	
氏名	殿
	都道府県警察本部長
	氏名
〇〇都道府県警察の用に供するため、次の物品を無償使用したいから、警察法第78条第1項に基づき申請する。	
1	年度警察庁予算により調達される物品
2	年度において管理換を受ける物品
-----	
警察用国有物品無償使用許可書	
第	号
年	月
日	
	物品管理官
	氏名
上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号）及び次の事項を守ることが条件に許可する。	

(備考) この様式は、警察通信用物品以外の物品に使用することができる。

(様式第2丙)

警察用国有物品無償使用申請書	
第	号
年	月
日	
物品管理官	
氏名	殿
	都道府県警察本部長
	氏名
〇〇都道府県警察の用に供するため、〇〇都道府県情報通信部に属する物品のうち次の警察通信用物品を無償使用したいから、警察法第78条第1項に基づき申請する。	
1	年度警察庁予算により調達される物品
2	年度において管理換を受ける物品
-----	
警察用国有物品無償使用許可書	
第	号
年	月
日	
	物品管理官
	氏名
上記申請は、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号）及び次の事項を守ることが条件に許可する。	
1	修理、改造及び保守等を行う必要があると認めるときは、情報通信部等はいつでも行うことができること。
2	物品の設置場所又は定置場所の変更を行うときは、承認を受けること。
3	同一物品の返還を条件とする管理換をした物品を無償使用する場合は、物品の引渡し及びその受領を明らかにした書類を、物品の出納を明らかにする簿冊等に編てつし、これを保管すること。

(備考) この様式は、警察通信用物品に使用することができる。